

盛岡市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年2月9日

盛岡市監査委員	工藤由春
同	菊池秀一
同	小山田正美
同	八木橋美紀

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成29年11月28日付け29盛監第51号 |
| 2 対象部署及び事項   | 建設部に係る指摘事項            |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。               |

29 盛交第73号

平成30年1月31日

盛岡市監査委員 工藤由春  
盛岡市監査委員 菊池秀一  
盛岡市監査委員 小山田正美  
盛岡市監査委員 八木橋美紀様

盛岡市長 谷藤裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年11月28日付け29盛監第51号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（建設部交通政策課）

私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 決裁権者の決裁を得ていないもの
- (2) 法令に定める告示・公表を行っていないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、適正な決裁権者の決裁について、課内研修会を実施し、課員全員に周知徹底を図るとともに、決裁時にチェックシートを添付し、専決区分の確認を行うこととした。

イ 指摘事項(2)について

私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、関係法令の遵守について、課内研修会を実施し、課内全員に周知徹底を図るとともに、決裁時にチェックシートを添付し、告示・公表についての確認を行うこととした。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、担当者及び決裁権者とも、通常の委託料に係る支出負担行為の決裁区分で判断していたことによるものである。

今後は、徴収又は収納業務を含む業務委託を実施する場合、契約金額に関わらず、市長決裁とすることを課員全員で共通認識とし、決裁に添付するチェックシートにより、担当者及び決裁経由者で専決区分の確認を行い、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、法令に定める告示・公表についての認識が不足していたことによるものである。

今後は、徴収又は収納業務を含む業務委託を実施する場合、法令に定める告示・公表を行うことを課員全員で共通認識とし、決裁に添付するチェックシートにより、担当者及び決裁経由者で確認を行い、再発防止に努める。

29 盛建住第 143 号  
平成 30 年 1 月 31 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 11 月 28 日付け 29 盛監第 51 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

##### 1 指摘事項（建設部建築住宅課）

公の施設の指定管理に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

##### 2 措置の状況

###### （1）措置の内容

公の施設に指定管理に当たり、基本協定書に基づく業務の第三者委託の事前承認について、課内研修を実施し周知徹底した。

###### （2）原因及び再発防止策の内容

原因は、当課及び指定管理者における基本協定内容の認識不足によるものである。

今後は、事業年度当初に、当該事業年度に実施する業務の第三者委託について一括で事前承認を行い、再発防止に努める。